

1. 都市環境デザイン会議 規約

1991年5月11日制定
1992年5月23日改正
1992年7月18日改正
1996年7月13日改正
2001年7月14日改正
2003年7月5日改正
2007年7月14日改正
2009年7月19日改正
2013年7月6日改正
2014年7月26日改正
2015年7月25日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、都市環境デザイン会議（英文名 Japan Urban Design Institute 略称 JUDI）と称し、任意団体とする。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、都市環境デザインに関心を持つ人々相互の交流、情報交換等を進めることにより、都市環境デザインに関心を持つ人々がよりよい都市環境を創出する上で必要とされる資質を高めるとともに、都市環境デザインの重要性について広く社会の認識を高め、以て質の高い都市環境の形成に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①都市環境デザインに関心を持つ人々のネットワーク構築のために必要とされる事業
- ②都市環境デザインに関する情報の交換、発信
- ③都市環境デザインの水準の向上に係わる諸事業
- ④会員の資質の向上並びに都市環境デザインに関する人材の育成
- ⑤都市環境デザインをめぐる社会的枠組みに関する研究、提言
- ⑥その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、正会員、特別会員、準会員とする。それぞれの資格は別途定める。会員は、都市環境デザインに広く関心を持つとともに、実務を通じて都市環境デザインに係わり、かつ本会の設立目的に賛同する個人とする。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事会に提出し、理事会の審査を受けなければならない。

2 理事会は総会で定める基準により入会の可否を決定し、入会希望者に通知する。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(権利の停止)

第8条 会員の会費滞納が会費の1年分に当たる金額をこえたとき、理事会の議決により会員の権利は停止される。

(資格の停止)

第9条 会員は次の各号の一に該当する場合はその資格を失う。

- ①退会したとき
- ②死亡したとき
- ③会費の滞納が会費の3年分に当たる金額をこえ、理事会により退会が議決されたとき
- ④除名されたとき

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、理事会の議決を経て別に定める退会届を理事会に提出しなければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席者の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。その場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ①本会の名誉を毀損し、または目的に反する行為があったとき
- ②規約その他本会の規定に反し、または本会の秩序を乱す行為があったとき

第4章 協力法人

(協力法人)

第12条 本会の趣旨に賛同し、その運営に協力する法人を本会の協力法人とする。

(協年会費)

第13条 協力法人は、総会で定める協年会費を納入しなければならない。

第5章 役員等

(役員)

第14条 本会に次の役員を置く。

理事	10名以内
幹事	15名以内
監査役	2名

(役員を選任)

第15条 理事、幹事及び監査役は、正会員のうちから総会において選任する。

- 2 選任の方法は総会において定める。

(役員職務)

第16条 理事は、理事会を構成し、会務を統括、執行する。

- 2 理事会は本会を代表する。
- 3 幹事は各ブロックを代表し、規約、総会及び理事会の議決に基づき、主としてブロック活動を統括、執行する。
- 4 監査役は、会計及び会務執行を監査し、理事会に出席し意見を述べることができる。

(役員任期)

第17条 理事の任期は2年とし、再任を妨げないが、連続して2期を越えることはできない。

- 2 監査役及び幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して2期を越えること

はできない。

- 3 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

第6章 総会、理事会、幹事会、及び事務局

(総会)

第18条 理事会は、毎年1回7月に総会を招集する。

- 2 理事会は、必要と認める時は、臨時総会を招集することができる。

- 3 理事会は、会員の5分の1以上の者から書面で総会に付議すべき事項を示して総会を招集すべき旨の要求があったときは、臨時総会を招集しなければならない。

(総会の構成)

第19条 総会は、全正会員をもって構成する。

(総会の成立及び議決)

第20条 総会は、全正会員（第8条の規約により権利が停止されている正会員は除く）の3分の1以上の出席をもって成立する。

- 2 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

- 3 総会に出席し得ない正会員は、所定の様式による書面等でその議決権を行使することができる。この場合、これを出席者と見なす。

- 4 総会の議長は、総会ごとに理事会において理事が互選する。

(総会の議決事項)

第21条 総会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ①事業計画及び収支予算の決定
- ②事業報告及び収支決算の承認
- ③その他本会の運営に関する重要な事項

(理事会)

第22条 理事会は、理事の発議により開催する。

(理事会の議決事項)

第23条 理事会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ①総会の議決した事項の執行に関すること
- ②総会に付議すべき事項
- ③その他総会の議決を要さない会務の執行に関する事項
- ④理事の辞任に関すること

(幹事会)

第24条 幹事は相互の連絡、調整等のため幹事会を開催する。幹事会の開催は、幹事もしくは理事の発議による。

(事務局)

第25条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の職員は理事会が任免する。

- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第7章 委員会

(委員会)

第26条 本会の活動、運営を円滑に行うため必要な委員会を置く。

- 2 委員会は理事会の議を経て総会の議決により設置する。

- 3 委員会設置の議案は、会員より理事会に対し、随時提出できるものとする。

(委員会の運営等)

- 第 27 条 委員会は、会員の有志により構成する。
- 2 委員会には委員長をおき、委員の互選により選出する。
 - 3 委員長の任期は 2 年とし、再任を妨げないが、連続して 2 期を越えることはできない。
 - 4 委員の任期に係わる規定は当該の委員会による。

(委員会の解散)

- 第 28 条 委員会は、当該委員会の議を経て理事会に届け出た上、解散することができる。
- 2 委員会の解散に係わる規定は当該の委員会による。

第 8 章 資 産

(資産の構成)

第 29 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ①入会金及び会費
- ②協力会費
- ③寄附金品
- ④事業に伴う収入
- ⑤資産から生ずる収入
- ⑥その他の収入

(賛助会費等)

第 30 条 本会は、協団法人から受領する協力会費以外には、企業、団体等からの賛助金など、経常的な資金の協力は受けない。

(資産の管理)

第 31 条 資産は理事会が管理し、その方法は理事会の決議による。

(会計年度)

第 32 条 本会の会計年度は、毎年 6 月 1 日に始まり、翌年 5 月 31 日に終わる。

第 9 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 33 条 本規約は、会員の 2 分の 1 以上の同意がなければ、変更することができない。

(解散)

第 34 条 本会は会員の 4 分の 3 以上の同意がなければ、解散することができない。

第 10 章 細 則

第 35 条 この規約施行についての細則は、理事会で定める。

付 則

(施行期日)

1. この規約は、2015 年 7 月 25 日から施行する。

(施行期日)

1. この規約は、2014 年 7 月 26 日から施行する。

(ブロック分け)

2. 第 16 条に規定するブロックは、別に定めることとする。会員は原則として自らの居住地があるブロックに所属することとする。